

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
第3-1 (2) 行政記録情報等及びビッグデータの活用 ア 行政記録情報等の活用 ※ビッグデータ等の活用については、別途、「イ」として整理	① 行政記録情報について、既存の経済統計を補完する観点から積極的な活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に研究を行う。(内閣府、財務省)
	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
	② 報告者の同意を得て、当該報告者が別に各府省に報告した行政記録情報を、統計の作成に転用することを可能とする仕組みや、詳細な調査に代えて企業内の既存データの提供を求めたりすることを可能とする仕組みについて、各府省における先進事例の運用状況を踏まえるとともに、統計委員会において報告者・作成者の双方の見解を把握しつつ具体的に検討し、平成30年度中に試行する。 ③ 公開情報や行政記録情報(オンライン化の進展により利用可能となったものを含む。)の活用による調査事項の縮減や代替。
	現行基本計画の該当項目
④ 所管府省における行政記録情報等の活用に関する検討状況については、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議において確認する。 ⑤ 各府省の協力の下、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の充実を図った上で、定期的実施し、行政記録情報等から作成される業務統計の作成・公表状況等についてホームページに掲載する。なお、業務統計を作成する府省においては、合理的な理由がある場合を除き、当該統計をホームページ等で公表する。(平成26年度から実施する。) ⑥ 行政記録情報等の統計への活用実態等について、府省間の情報共有を図るとともに、各府省と連携して行政記録情報等を活用するに当たっての課題等を整理し、解決のための方策を検討する。また、特別集計による税務データの活用可能性については、財務省及び経済産業省が地域や業種を限定して作成した特別集計値における経済統計への活用可能性の検証結果等について府省間の情報共有を図る。その後、関係府省は、この検証結果を踏まえ、所管統計の作成に当たって、その活用余地を検討する。(平成26年度から実施する。) ⑦ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースにおける利用に向けた検討を行う。また、企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。(平成26年度から実施する。) ⑧ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計作成における活用について検討する。(平成30年度末までに結論を得る。)	

<p>これまでの統計委員会の意見</p>	<p>＜SUTタスクフォース意見取りまとめ（3）（2017年8月24日SUTタスクフォース座長）＞</p> <p>（2）行政記録情報の一層の活用</p> <p>⑨ タスクフォース会合に参加された有識者からは、欧米各国のSUT推計において、幅広く行政記録情報を活用して、推計精度を向上させている事例が紹介された。日本においても、法人番号の通知状況等といった行政記録情報を活用し、事業所母集団DBのカバレッジ拡大を図るといった進展がみられるが、なお、諸外国と比べて活用が遅れていることは否めない。これが、基礎データの不足や報告者負担の増大を招く一つの要因である。引き続き、行政記録情報の活用拡大に向けて、働きかけを続ける必要がある。</p> <p>＜個人企業経済調査の変更に係る部会審議の際に出された意見に関するメモ＞</p> <p>⑩ 税務申告書からの転記が可能になるという事実は、当該調査事項の内容が行政記録情報として保有されていることを示すものでもあり、それを直接活用することにより、より一層の報告者負担の軽減が考えられるところです。</p> <p>このため、行政記録情報の一層の活用を、統計委員会における重点的な審議の視点とし、その取組を推進すべきと考えます。</p>
<p>各種研究会等での指摘</p>	<p>—</p>
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における行政記録情報等の活用に関する検討状況を確認している。(⑤) ○ 毎年度、各府省の協力の下、「行政記録の統計作成への活用に係る実態調査」を実施し、その結果を府省間で共有するとともに、総務省ホームページに掲載している。なお、同実態調査については、統計調査における行政記録情報の活用状況をより具体的に把握するなど、内容の充実を平成26年度に行ったところ。【総務省（政策統括官）】(⑤) ○ 作成した業務統計は、原則として各府省ホームページ等により公表している。【各府省】(⑤) ○ 特別集計による税務データの活用可能性については、平成26年7月28日開催の「統計リソースの確保及び有効活用等に関するワーキンググループ」で、財務省及び経済産業省から関係府省へ検証結果の説明が行われ、現状での活用は困難との共通認識を得た。(⑥)
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告者負担の軽減や効率的な統計作成を図るため、統計調査における行政記録情報等の活用余地を確認するとともに、その活用実態を把握し、府省間で共有していることは評価できるものの、調査事項の縮減や代替等を通じた報告者の負担軽減等を更に推進する必要があるのではないかと。このため、所管統計調査の計画策定に当たっては、行政記録情報の活用余地を事前に精査・検討し、調査事項の縮減や代替を図るとともに、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議等において確認することを引き続き原則とし、その旨を本文に記載することとしてはどうか。その際、政策立案過程総括審議官（仮称。以下同じ。）の設置に関する検討状況を踏まえ、各府省の政策立案過程総括審議官との連携についても、記載することを検討してはどうか。なお、本項目には、全体的な取り組みの方向性等を記載し、個々の統計に関する具体的な活用の取組は第2の項目において、個別に記載することとしてはどうか。(③～④) ○ 行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の実施や府省間の情報共有等に当たっては、法人番号をマッチングキーとして活用

	<p>が可能な行政記録情報等の動向についても対象とするなど、その充実を図ることが必要ではないか。また、業務統計についても、利用者のニーズを踏まえつつ、提供情報の充実を図ることが必要ではないか。</p> <p>○ 税務情報については、個別具体的な検討を進めることが有用と考えられることから、所得に関する税情報を賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用することを端緒として、研究に取り組む必要があるのではないか。また、各府省においても、行政記録情報を統計の作成や補完に活用することに向け、研究を推進する必要があるのではないか。その際、諸外国の取り組み状況も踏まえつつ、基礎・実用の両面から研究を行うとともに、統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化する必要があるのではないか。(①、⑤～⑥、⑨～⑩)</p> <p>○ 報告者の同意を得て、当該報告者が別に各府省に報告した行政記録情報を、統計の作成に転用することを可能とする仕組みや、詳細な調査に代えて企業内の既存データの提供を求めたりすることを可能とする仕組みについては、対象となる行政記録情報等の法的な制約や電子化の状況は多様であることや、企業内の既存データと調査事項との定義、把握時点の差異を個別に分析する必要等があり、一律の議論が困難なことから、電子化の状況や各府省内における利活用状況、報告者・作成者双方の見解等を踏まえ、統計委員会を中心に具体的な検討を行った上で、その結果も踏まえつつ、順次実現を図っていくことが必要ではないか。(②、⑨)</p> <p>○ なお、法人番号の活用については、「事業所母集団データベースの整備」に係る審議において、一体的に整理済み。また、個人番号については、国民生活・社会統計WGの「人口動態調査の改善」に係る審議において、「引き続き関連した動向を注視する必要がある」と整理されていることから、当WGでは国民生活・社会統計WGにおける審議結果を尊重することとしてはどうか。(⑦～⑧)</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 各府省と連携し、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の更なる充実を図った上で、定期的を実施し、その結果をホームページに掲載するとともに、府省間の情報共有の充実を図る。また、業務統計を作成する府省においては、原則として当該統計をホームページ等で公表するとともに、利用者のニーズを踏まえつつ、提供情報の充実に努める。(総務省、各府省)</p> <p>○ 行政記録情報の活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に平成30年度から研究を行う。(内閣府、財務省)</p> <p>○ 統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。行政記録情報等の統計作成への活用の推進に当たっては、平成30年度以降、総務省において、報告者の同意を得た上での行政記録情報の転用事例、企業等内の既存データの提供を求める事例等を把握し、報告者側の実態や意見も勘案しつつ、各府省への展開を図るとともに、把握した課題については、統計委員会において、報告者・作成者の双方の見解の把握を通じた具体的な検討・研究を行うことで、順次、個別に解決を図る。(総務省、各府省)</p>
備考(留意点等)	—